

## 福岡県気候変動適応センター設置要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「福岡県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに、センター長、センター次長及びセンター職員を置く。</p> <p>2 センター長は、保健環境研究所長を充てるものとし、センターを総括する。</p> <p>3 センター次長は、保健環境研究所環境科学部長及び<u>環境部環境保全課長</u>を充てるものとし、センター長を補佐する。</p> <p>4 センター職員は、保健環境研究所管理部企画情報管理課長その他センター長又は副センター長が指名する保健環境研究所職員及び<u>環境部環境保全課職員</u>とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 センターの庶務は、保健環境研究所管理部企画情報管理課及び<u>環境部環境保全課</u>において処理をする。</p> <p>第5条 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「福岡県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を福岡県保健環境研究所に設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに、センター長、センター次長及びセンター職員を置く。</p> <p>2 センター長は、保健環境研究所長を充てるものとし、センターを総括する。</p> <p>3 センター次長は、保健環境研究所環境科学部長を充てるものとし、センター長を補佐する。</p> <p>4 センター職員は、保健環境研究所管理部企画情報管理課長その他センター長が指名する保健環境研究所職員とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 センターの庶務は、保健環境研究所管理部企画情報管理課において処理をする。</p> <p>第5条 省略</p>